

職員紹介

今月は、平成二十八年年度 新入職員紹介を行います！

- ① 趣味・特技は？
- ② 子供の頃の夢は？
- ③ なぜこの仕事を選んだか？ 3つの質問に答えていきます。



① 子供の頃は保育園の先生になりたかったです。今では介護の仕事に就いています。

② 休みの日は友人や家族と一緒に過ごしています。時間がある時には料理を作っておもてなしをすることもあります。

③ 入居者様・ご家族様に対して、失礼のない言葉遣い・気持ちのよい挨拶をするように心掛けています。



3CDユニット
相京 恵理

① 子供の頃の夢は何でもできるスポーツマンです。

② お休みの日に楽しんでいることは、硬式テニスと軟式野球の両方の社会人サークルに入っており、楽しんでます。特技はジグソーパズルです。

③ 心掛けていることは、思いやりを持ってあなたと接すること、できるだけ皆様が元気に、笑顔になっていただけるようにと努めています。



1CDユニット
木村 龍太

① お母さんになりました。昔はしつけとして、母からよくプラスチックのバットが折れるまで叩かれていました。やんちゃ娘で仕方がなかったのでしょうか笑。なので優しい母になりたいなあと思っていました。既に過去形ですが…。

② 休みの日の楽しみは何もしないで、のんびり昼寝をしたり、近所を散歩しています。が、娘が居候しているためそういうわけにもいかず、無給で家事援助(泣)。

③ 介護職には子供が小学生の頃に興味を芽生えましたが、中学生になるまでは我慢していました。子どもが中学校に進学したタイミングでショートステイで仕事をさせてもらい、ご利用者様が、昨日はできなかったことができた、話せなかった方が単語で何かを伝えてくれたりしたときに、利用者様と一緒に嬉し泣きをしたこともあります。色々な方に出逢い、勉強をさせて頂き、今までの自分があると思います。どんな方にも本気でぶつかっていかば必ず想いは伝わると信じ、毎日楽しく過ごして頂ければ嬉しく思います。



ZABユニット
黒澤 布由美

古池やかわずとびこむ
水の音
松尾芭蕉

物怖じせず、新しい環境にも
どんどん飛び込んで下さいね。
蛙のようにホップ・ステップ・ジャンプ

晴雲秋月

H28.6月号

◆発行日◆H28.6.20
◆編集・発行◆
社会福祉法人さくらが会
特別養護老人ホーム
秋月 広報委員会
◆住所◆177-0045
東京都練馬区
石神井台6-1-11
◆電話番号◆
03-5935-8928

「晴雲秋月」とは…心に汚れがなく澄み透けている例え。「晴雲」は晴れた空に浮かぶ白雲、「秋月」は秋の澄んだ空にかかる雲の意。



産休・育児中の介護職員
久保さんが
H28.1月に
女の子を出産しました！
可愛～い!!

桜も満開、笑顔も満開!!

今年もやって参りました、お花見の季節です！各ユニットでそれぞれお花見の企画を立て、満開の桜を求め、いざ出陣！桜並木満開の下をドライブしたり、桜の花びらが舞い散る中を歩いたり



…皆様この日は首が痛くなるほど空を仰いで、「きれいねえ。」とウツトリ。中には誕生日のお祝いを兼ね、桜を眺められるカフェで過ごした方も。来年も楽しみですね！

皐月晴れ、お出掛け日和!



2CDユニット

では春のピクニックを企画！石神井公園まで足を伸ばし、のんびり木蔭の散策を楽しめました。菖蒲や撫子、ガーベラの花壇に目を細められ、記念撮影にもニコニコピース。新緑の中、天候もちょうどよく、絶好のお出掛け日和を満喫された皆様でした。



移動水族館ってご存知ですか!

四月十二日、秋月に移動水族館がやってきました！葛西臨海水族館の主催する企画に、職員が応募し、抽選に当たったのです。移動水族館車うみくろ号、いそくる号に、熱帯のお魚や



「ホントにお魚ね!」

生き物を沢山積み込んで来てくれました。「美味しそうね。」「気持ちよさそうに泳ぐんだねえ!」と皆様も



「あつちにニモもいたよ。」と、秋月の駐車場に運ばれてきた小さな海を介し、小さなお客様との交流を楽しんだひとときでした。またいらして下さいね!

編集後記

今月は、4月のフラワーアレンジメント(テーマは母の日でした!)をご紹介します。6/30は「時の記念日」。早いもので2016年も半分が過ぎていこうとしています。一秒・一分・一時間…積み重ねていくことで、一日となり、一年となり、やがて一生になっていくのでしょうか。同じ一瞬は二度とない—何かの映画のセリフだったように思いますが……皆様と共に過ごす時間、大切に過ごしていきたいものです。



施設長考



五月の清々しく過ごしやすい日々から梅雨入りした途端、しとしと雨が降り、じめじめした日々が続く気持ちもどんよりしてしまっています。

そんな時に、梅雨の合間をぬって施設のまわりや近くまでお出かけをしている姿を目にし、きれいな紫陽花だつたねなどと話す、そんな普通の会話が耳に入るとなんだか居心地がよく、ホッコリしています。

さて秋月では4月に新入職員を十一名迎え、研修を行いました。

少し前から入職した職員を含めた人数ではありませんが、多くの職員を迎える事が出来、嬉しく思います。特に新卒の職員は初めて社会に出ます。今は、覚える事ばかりで必死だと思いますが、くじけそうになる場面も出てくるかと

思います。そんな時ほど、仲間を支え合って乗り越えていけたらなと思います。くじける前に友達や仲間「ちよと聞いて」と相談できる雰囲気作りが大事ですね。

ここを乗り切ると必ず一皮むけますので、全力でサポートしたいと思います。

何かの縁があり秋月で共に働くことになった仲間達、職員全員がイキイキとした表情で働くことができる職場を作っていきたいと思えます。

そんな想いの一環から、秋月は、今年度より満を持して人事考課を行うこととなりました。

特別養護老人ホーム(以下特養)の特徴の一つとして、すべてが「ひと」が中心である。ことがあげられます。特養においては、「ひと」が「ひと」のために直接的に力を尽くし、サービスを生み出しているのです。そして収益の半分以上を人件費が占め、施設によっては人件費率が7割を超えているなどという業種は、他にありません。そのような特養が、厳しい経営

環境の中で、施設運営を永続的に行うための最優先課題は、

- ① 安定経営
- ② 人材育成

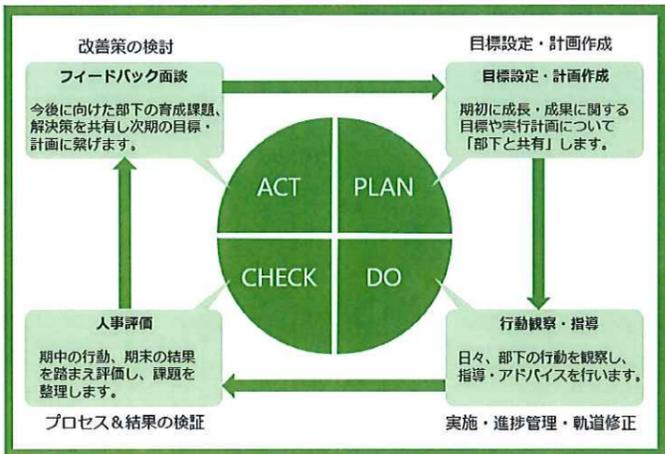
この二点だと思えます。

まず安定経営面では、さわらび会は、経営理念を掲げており、その理念実現のための具体的な経営計画や年度の事業計画を立てて、目標の達成に向かって組織一丸となる必要があります。

また、人材育成面においては、特養(介護事業)は労働集約型産業であり、サービスの質の向上のために、どれだけ優秀な人材を確保できているか、又、育成できるかというところにかかっています。そのため、特養にとって人材育成は最重要課題ともいえるほどに重要です。

今後、その中心に考えているのが人事考課です。評価をつけるだけでなく、直属の上司と面談をすることで、現在の課題や取り組んできたことの成果や対策を共通認識し、今後の目標を掲げる——まさにPDCAの仕組みです。

このPDCAを、点ではなく線で、一対一でなく法人全体で取り



組むことで、レベルの底上げにつながっていきたくと考えています。そして、個人の頑張りを評価し、処遇に反映するだけではなく、職員一人一人の能力開発やモチベーションアップへ繋げ、個人の能力を最大限に引き出すものとして大切にしていきたいと考えています。

そのすべてが入居者様やご家族をはじめ、すべての方々の満足に到達するためだと思っています。今後とも、お力添えのほど、宜しくお願い致します。

お忘れなく！

介護保険 負担限度額認定証 更新の時期です。

平成二十八年度(八月から)の介護保険 負担限度額認定証について、厚生労働省からQ&A形式のご案内が出ていますのでご紹介致します。

●介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)や、ショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得者の方については食費・部屋代の負担軽減を行っています。

●自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を更に高める為、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金(遺族年金・障害年金)も含めるよう見直しを行います。

Q. どのような改正が行われるのか?

A. 現在、世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税が非課税であった、年金収入等が八〇万円以下の方で一定額以上の預貯金などをお持ちでない方は、食費・部屋代について、利用者負担段階2段階の負担をして頂いています。食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入には、現在は課税年金(老齢年金等)収入のみが対象となっておりますが、平成二十八年度八月からは非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定することになります。

このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

Q. 非課税年金の収入が多い場合は食費・部屋代の負担軽減が受けられなくなるのか?

A. 非課税年金を含めた収入が八十万円を超えられる方については、負担限度額が第2段階から第3段階になります。負担軽減を受けられなくなるわけではありません。

Q. なぜ遺族年金・障害年金まで勘案するのか?

A. 遺族年金・障害年金は従来利用者負担段階の判定にあつても、収入として反映されず、老齢年金と同じ年金額でも取り扱いが異なっていました。

負担の公平性を確保する観点から、施設入所に要する費用を賄う収入としては、老齢年金と遺族年金・障害年金は同様に評価されるべきと等を踏まえて、老齢年金と同様に、遺族年金・障害年金も負担能力を判定する収入とすることとしています。

Q. どのような非課税年金が新たに利用者負担段階の判定に含まれるのか? また、どのように非課税年金の受給額を確認するのか?

A. (非課税年金に含まれるもの)非課税年金とは、社会保険料を拠出した対価として日本年金機構または共済組合等(以下「年金保険者」という)から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払い通知書、改訂通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象になります。

非課税年金に含まれないもの
右記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象とはなりません。

確認方法

原則は年金保険者から市町村へ非課税年金の受給額が通知されますが、より正確に把握する為、食費・部屋代の負担軽減の認定の申請の際に、前年に受給した非課税年金の種別の申告をお願いします。

【介護保険負担限度額認定証についての問い合わせ】
練馬区介護保険課 給付係03(5984)4591

ボランティアの皆様のご紹介

平成二十八年 三月〜五月に秋月にいらして下さったボランティアさんです。

有難うございました！
またお待ちしております！



秋月では、趣味・特技を披露して下さったり、車椅子の清掃や洗い物、お散歩のお手伝い等にご協力いただけるボランティアさんを募集しております。レクリエーションの補助ボランティアさんもお待ちしております！
詳細は施設長 井上・介護課長 藤井 まで！